



福島医発第 2330 号 (地)
令和 3 年 11 月 17 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

N95 マスク等の個人防護具の取り扱いについて

標記の件につきまして、日本医師会より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

本通知は、最近の N95 マスク等の個人防護具の需給状況及び感染対策医療用マスクについて JIS 規格が策定されたことを踏まえ、「N95 マスクの例外的取扱いについて」(厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡令和 2 年 4 月 10 日 (令和 2 年 8 月 4 日最終改正)) 及び「サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールドの例外的取扱いについて」(厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡令和 2 年 4 月 14 日)については、令和 3 年 11 月 2 日を持って廃止することをお知らせするものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

(健Ⅱ386F)(地367)

令和3年11月8日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菡 敏

N95 マスク等の個人防護具の取り扱いについて

今般、厚生労働省より各都道府県知事等宛て標記の事務連絡がなされましたのでご連絡申し上げます。

本事務連絡は、最近の N95 マスク等の個人防護具の需給状況や、感染対策医療用マスクについて JIS 規格が策定されたことを踏まえ、「N95 マスクの例外的取扱いについて」(令和2年4月13日(地38)(健Ⅱ31)参照)及び「サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールドの例外的取扱いについて」(令和2年4月17日付(健Ⅱ53F)参照)については、令和3年11月2日を持って廃止されたことを連絡するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方についてご高配のほどお願い申し上げます。

事務連絡

令和3年11月2日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

N95 マスク等の個人防護具の取り扱いについて

最近の N95 マスク等の個人防護具の需給状況や、感染対策医療用マスクについて JIS 規格が策定されたことを踏まえ、「N95 マスクの例外的取扱いについて」（事務連絡令和2年4月10日（令和2年8月4日最終改正））及び「サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールドの例外的取扱いについて」（事務連絡令和2年4月14日）については、令和3年11月2日を持って廃止します。

貴管内の医療機関等の関係者に周知いただきますようお願いいたします。

(参考)

制定した日本産業規格 (JIS) の概要

番号	JIS T 9001
名称	医療用マスク及び一般用マスクの性能要件及び試験方法
概要	微小粒子や飛まつ等の体内への侵入を防御・空気中への飛散を防止することを目的とした、医療用・一般用マスクについての規格

番号	JIS T 9002
名称	感染対策医療用マスクの性能要件及び試験方法
概要	医療施設において感染症に罹患している患者等に対し、手術、治療又は接近する医療従事者などが使用するマスクについての規格

(※) 日本産業規格 (JIS : Japanese Industrial Standards) とは、我が国の産業標準化の促進を目的とする産業標準化法 (昭和 24 年法律第 185 号) に基づき制定される任意の国家規格です。

(参考 1)

日本産業標準調査会ホームページ

<https://www.jisc.go.jp/app/jis/general/GnrJISSearch.html>

(参考 2)

米国 CDC の関連ホームページ

Strategies to Optimize the Supply of PPE and Equipment

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/hcp/ppe-strategy/index.html>

Strategies for Optimizing the Supply of N95 Respirators

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/hcp/respirators-strategy/index.html>

事 務 連 絡

令和 2 年 4 月 10 日

(令和 2 年 8 月 4 日最終改正)

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

医薬・生活衛生局医療機器審査管理課

医薬・生活衛生局医薬安全対策課

N95 マスクの例外的取扱いについて

今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、N95 マスクの需要が高まっております。こうしたことを受けて、使い捨てとされている N95 マスクについて、再利用するなど N95 マスクの例外的取扱いにより効率的な使用を促進する際の留意点等について、別添のとおり取りまとめました。これまでも各医療機関等におかれても様々な工夫をされていることと存じますが、参考としていただくよう、貴管内の医療機関等の関係者に周知いただきますようお願いいたします。

国においても、供給確保・提供については、引き続き進めてまいります。

N95 マスクの例外的取扱い

N95 マスクについては以下の診療場面での使用を推奨しており、以下の場面以外では、サージカルマスク等を適切に使用すること

- エアロゾルが発生するような手技を行う時（気管内吸引、気管内挿管、下気道検体採取等）

N95 マスクについては以下の考え方にに基づき、可能な限り、効率的に使用すること。

- 滅菌器活用等による再利用に努めること（参考 1「N95 マスクの再利用法の例」参照）。
- 必要な場合は、有効期限に関わらず利用すること。
- 複数の患者を診察する場合に、同一の N95 マスクを継続して使用すること（※ 1「N95 マスクの継続使用に係る注意点」参照）。
- N95 マスクには名前を記載し、交換は 1 日 1 回とすること。
- KN95 マスクなどの医療用マスクのうち、米国 FDA で緊急使用承認（EUA）が与えられているもの（※ 2）については、N95 マスクに相当するものとして取り扱うこと。
- 産業用の防じんマスクである DS2 マスクについては、N95 マスクと同等に扱って差し支えないが、以下の点に留意すること。
 - ・ DS2 マスクは、人工血液による耐浸透試験を行っていないため、患者の血液や体液等がマスクから浸透するおそれのある手術や処置を行う場合には使用しないこと。
（「患者の血液や体液等がマスクから浸透するおそれのある手術や処置」は、血管の穿刺等によって高速の血流がマスクに直接に降りかかるような状態を指し、検体採取等は該当しません。）
 - ・ 排気弁のついた DS2 マスクについては、着用者の呼気がフィルターを通さず外部に排気されるため、侵襲性のある手術や処置を行う場合等、無菌環境を維持する必要がある場合においては使用しないこと。

(参考1) N95 マスクの再利用法の例

- ・過酸化水素水プラズマ滅菌器を用いた再利用法

米国において、一部メーカーと規制当局との連携により、手術器具の滅菌などに用いられている過酸化水素水プラズマ滅菌器の使用により、N95 マスクの滅菌及び再利用が可能であると示唆されていることを踏まえて対応すること。ただし、3回の再利用でN95 マスクの換気能が低下するため、再利用は2回までにすること。

- ・過酸化水素水滅菌器を用いた再利用法

米国において、一部メーカーと規制当局との連携により、手術器具の滅菌などに用いられている過酸化水素水滅菌器の使用により、N95 マスクの滅菌及び再利用が可能であると示唆されていることを踏まえて対応すること。10 回までの再利用が可能。

- ・1人に5枚のN95 マスクを配布し、5日間のサイクルで毎日取り替える再利用法

新型コロナウイルス感染症はプラスチック、ステンレス、紙の上では72時間しか生存できないことが報告されていることから、N95 マスクを1人につき5枚配布するとともに、使用したものを通気性のよいきれいなバッグに保管し、毎日取り替えて5日間のサイクルで使用する。

※ 上記に掲げる方法以外にも、下記 URL に記載の再利用法を参照の上、適切な方法により再利用に努めること。

(参照：米国CDC「Decontamination and Reuse of Filtering Facepiece Respirators」)

※1 N95 マスクの継続使用に係る注意点

- ・目に見えて汚れた場合や損傷した場合は廃棄すること。
- ・N95 マスクを外す必要がある場合は、患者のケアエリアから離れること。

※2 FDAの緊急使用承認が与えられているリスト (添付のAppendix A)

<https://www.fda.gov/media/136663/download>

⇒なお、国が確保し、医療機関に優先配布してきたKN95については、引き続き米国FDAの緊急使用承認が与えられています。

(参考2)

米国CDCの関連ホームページ

Strategies for Optimizing the Supply of N95 Respirators

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/hcp/ppe-strategy/index.html>

Strategies to Optimize the Supply of PPE and Equipment

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/hcp/respirators-strategy/index.html>

Decontamination and Reuse of Filtering Facepiece Respirators

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/hcp/ppe-strategy/decontamination-reuse-respirators.html>

別添事務連絡

事務連絡

令和2年4月14日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールド、
の例外的取扱いについて

今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールドの需要が高まっております。こうしたことを受け、国としてもこれらの確保に努めているところであり、

- ・ サージカルマスクについては、合計4,500万枚を全国の医療機関に配布してきたことに加え、現在緊急事態宣言の対象となっている7都府県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県）の医療機関等向けに今週中に追加で1,000万枚を配布、
- ・ 長袖ガウン及びフェイスシールドについては、それぞれ7都府県に速やかに100万枚を配布するとともに、それ以外の地域についても配布を開始できるよう準備を進めてまいります。

一方で、使い捨てとされているサージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールドについては、再利用するなど个人防护具の例外的取扱いにより効率的に使用することが可能であるため、その際の留意点等について、別添のとおり取りまとめました。

これまでも各医療機関等におかれても様々な工夫をされていることと存じますが、参考としていただくよう、貴管内の医療機関等の関係者に周知いただきますようお願いいたします。

なお、N95マスクの例外的取扱いについては4月10日に事務連絡を発出しておりますのでご参考下さい。

（参考）N95マスクの例外的取扱いについて（4月10日事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000621007.pdf>

サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールドの例外的取扱い

① サージカルマスクについて

- 使用機会に優先順位を設けること（サージカルマスクが必要不可欠な処置や手術を行う場合や感染の可能性のある患者との密接な接触が避けられない場合など）。
- 複数の患者を診察・検査等する場合においても、同一のサージカルマスクを継続して使用すること（※1「サージカルマスクの継続使用に係る注意点」参照）。

※1 サージカルマスクの継続使用に係る注意点

- ・目に見えて汚れた場合や損傷した場合は、廃棄すること。
- ・サージカルマスクを外す必要がある場合は、患者のケアエリアから離れること。
- ・サージカルマスクを外す際には、マスクの外面を内側にして折りたたみ、接触感染を避けること。

② 長袖ガウン（アイソレーションガウン・長袖のプラスチックガウン等）について

- 以下の場合に優先して使用するなど、使用機会に優先順位を設けること。
 - ・血液など体液に触れる可能性のある手技。
 - ・エアロゾルが発生するような手技（気道吸引、気管内挿管、下気道検体採取等）
 - ・上気道検体の採取（長袖ガウン不足時は袖のないエプロン可）
 - ・患者の体位交換や車いす移乗など、前腕や上腕が患者に触れるケアを行う時（長袖ガウン不足時は袖のないエプロン可）
- （※袖のないエプロン使用時であっても、手指・前腕の適切な洗浄・消毒を行うことで感染予防が可能である）
- コホーティングされた複数の患者を診察・検査等する場合には、同一の長袖ガウンの継続使用を検討すること。なお、長袖ガウン（袖のないエプロンを含む。）は、コホーティングされた場所を離れる際に脱ぐこと。

※ いわゆるサージカルガウンについては、手術等の清潔操作時に用いる防護具であり、個人防護具の効率的な使用の観点から、アイソレーションガウンの代替として用いることは望ましくない。

③ ゴーグル及びフェイスシールドについて

- 複数の患者を診察する場合には、同一のゴーグルやフェイスシールドを継続して使用すること（※2「ゴーグル及びフェイスシールドの継続使用に係る注意点」参照）。

※2 ゴーグル及びフェイスシールドの継続使用に係る注意点

- ・目に見えて汚れた場合は、洗浄及び消毒を行うこと。
- ・一度外した場合には、再度装着する前に洗浄及び消毒を行うこと。
- ・ゴーグルやフェイスシールドが損傷した場合（ゴーグルやフェイスシールドがしっかりと固定できなくなった場合、視界が妨げられ改善できない場合など）は廃棄すること。
- ・ゴーグルやフェイスシールドを外す必要がある場合は、患者のケアエリアから離れること。

- 使い捨てのゴーグルやフェイスシールドについても再利用すること。再利用の際には、適切な洗浄及び消毒を確実に行うこと（※3「ゴーグル及びフェイスシールドの洗浄及び消毒方法」参照）。

※3 ゴーグル及びフェイスシールドの洗浄及び消毒方法

洗浄及び消毒方法についてはメーカーへ問い合わせ、その推奨方法とすることが基本であるが、方法が不明な場合は、以下の手順を参考とすること。

- (1) 手袋を装着したままの状態、ゴーグルやフェイスシールドの内側、次に外側を丁寧に拭くこと。
- (2) アルコール又は0.05%の次亜塩素酸を浸透させたペーパータオルやガーゼ等を使用して、ゴーグルやフェイスシールドの外側を拭くこと。
- (3) 0.05%の次亜塩素酸で消毒した場合、ゴーグルやフェイスシールドの外側を水又はアルコールで拭き、残留物を取り除くこと。
- (4) 清潔な吸収性タオルを用いて吸水することなどにより、良く乾燥させること
- (5) 手袋を外した後は、手指の衛生を行うこと。

④ 防護具がなくなったときの代替品について

○ 長袖ガウン

- ・体を覆うことができ、破棄できるもので代替可（カップなど）。撥水性があることが望ましい。

○ ゴーグル及びフェイスシールド

- ・目を覆うことができるもので代替可（シュノーケリングマスクなど）

(参考)

米国CDCの関連ホームページ

Strategies to Optimize the Supply of PPE and Equipment

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/hcp/ppe-strategy/index.html>

Strategies for Optimizing the Supply of Eye Protection

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/hcp/ppe-strategy/eye-protection.html>

Strategies for Optimizing the Supply of Facemasks

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/hcp/ppe-strategy/face-masks.html>

Strategies for Optimizing the Supply of N95 Respirators

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/hcp/respirators-strategy/index.html>

Decontamination and Reuse of Filtering Facepiece Respirators

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/hcp/ppe-strategy/decontamination-reuse-respirators.html>